**平成２５年（フ）第６９９３号**
埼玉県越谷市千間台西１丁目12―１―321
債務者　森　麻衣子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７０１４号**
東京都荒川区西尾久４丁目13―８―201
債務者　保坂　もと
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７０１５号**
東京都板橋区板橋１丁目30―４―202
債務者　前田　利雄
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７０１７号**
東京都東久留米市下里４丁目１―９―209
債務者　江崎　　綾（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７０１８号**
東京都墨田区東向島６丁目53―14―101
債務者　飯住　幸恵
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７０１９号**
東京都練馬区桜台４丁目15―９―102
債務者　奥田　　亘
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７０３０号**
東京都墨田区押上１丁目43―12
債務者　唯野　英司
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１４４号**
横浜市都筑区牛久保３丁目７番21―601号
債務者　山本奈穂子（旧姓半田）
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２９５号**
岡山県玉野市築港４丁目28番14号
債務者　下津美由紀
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１９７号**
静岡市駿河区小鹿735番地　すまいる小畑102、旧住所静岡市駿河区小鹿816番地の１ハイツ小鹿103号
債務者　田原　　純
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

## 破産手続終結

**平成２４年（フ）第７１号**
山口県熊毛郡平生町大字平生町字角浜558番地の10
破産者　有限会社つねはる
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所岩国支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第３３号**
栃木県小山市中央町３丁目１番16号
破産者　山屋　宗人
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２４年（フ）第２４２３号**
札幌市北区屯田５条10丁目１番30号、開始決定時の住所札幌市北区新琴似４条13丁目７番21号
破産者　瀧田　尉雄
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１３号**
岐阜県関市市平賀140番地
破産者　近藤　高枝
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２４年（フ）第７３７号**
静岡市葵区安東３丁目11番32―105号、旧住所静岡県焼津市大覚寺２丁目10番地の２
破産者　西野　勝三
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２８３号**
茨城県桜川市真壁町真壁232番地
破産者　村上　一男
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部